

加古川市業務継続計画 【概要版】

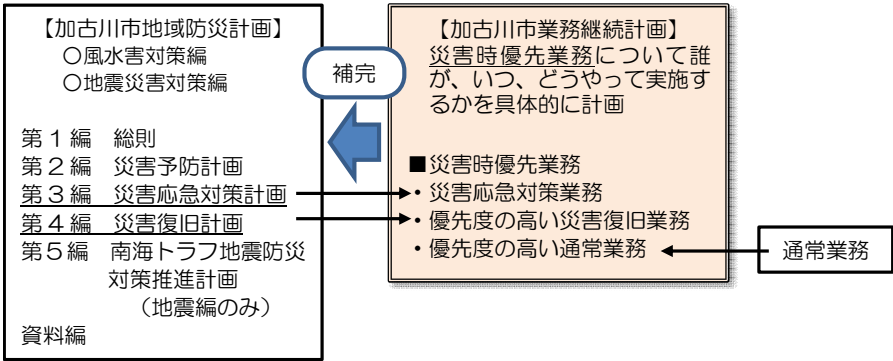
1 業務継続計画とは (本編 第1章)

1. 計画策定の目的

地震などの大規模災害が発生した場合、被害状況確認、避難所開設などの災害応急対策業務のほか、早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務など、発災直後から非常に短い時間の中で膨大な応急業務が発生する。さらには、長期間停止すると市民生活などへの影響が大きいため、早期の再開を必要とする通常業務も存在する。このような大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務を非常時優先業務といい、これらに対し、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前準備体制と事後対応力の強化を図り、実効性ある業務継続体制を確保することを目的として、「加古川市業務継続計画」を策定したものである。

2. 業務継続計画の位置づけ（地域防災計画との関係）

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	災害対策基本法に基づき、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画。	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画。
策定主体	加古川市防災会議	加古川市
実施主体	加古川市、防災関係機関、市民等	加古川市
行政の被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を想定し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。
対象業務	災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
期間	期間の定めなし	災害発生より1か月間



3. 業務継続計画策定の効果

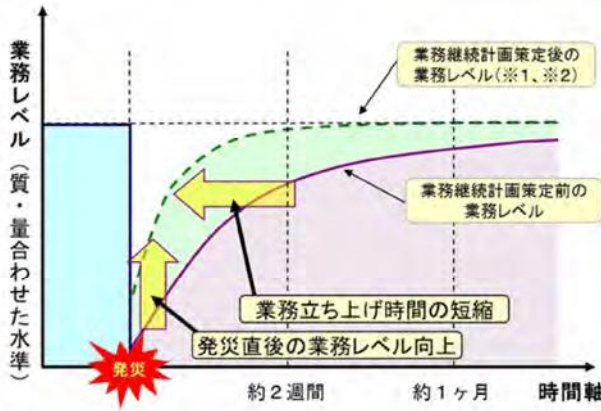
①業務立ち上げ時間の短縮

非常時優先業務の時系列的整理や、非常時に備えた人的・物的資源の確保など、適切な事前準備を行っておくことにより、発災後の業務立ち上げ時間の短縮を図ることができる。

②発災直後の業務レベル向上

非常時優先業務の時系列的整理や業務実施にあたっての環境整備（執務場所やライフライン、必要物品等）を進めることにより、実施する業務のレベル向上を図ることができる。

また、業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができる。



4. 業務継続計画の基本方針

【基本方針】

- ①大規模災害が発生した場合、市民の生命、財産を保護し、被害の最小限化を図る観点から、災害情報の収集、人命救助の実施を最優先に行う。
- ②災害時は非常時優先業務を確実に実施する。その事前対策として、業務実施に必要な人的・物的資源を確保し、適切な業務実施体制の構築に努める。
- ③非常時優先業務への人的・物的資源確保の観点から、市民生活に著しい影響が生じる業務以外の通常業務は積極的に停止する。

2 地震被害想定 (本編 第2章)

＜想定震源地＞

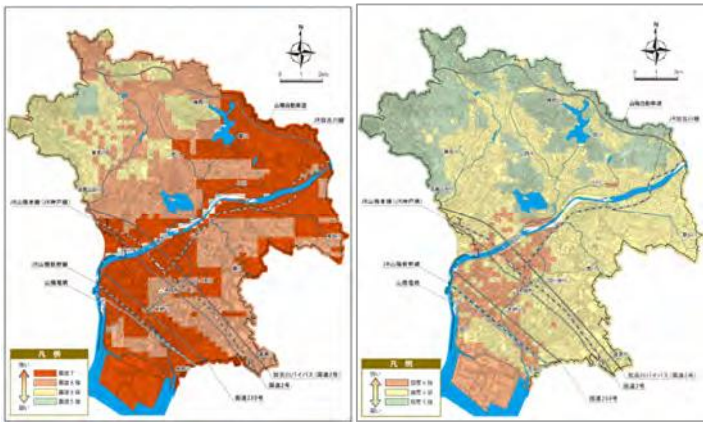
■県の想定震源

- ・山崎断層帯 マグニチュード 7.7 震度 6 強
- ・南海トラフ マグニチュード 9.0 震度 6 強

■市の想定震源

- ・山崎断層帯主部
南東部+草谷断層 マグニチュード 7.4
震度 6 強から 6 弱、最大震度 7
- ・北西部 マグニチュード 7.7
震度 5 強から 5 弱 最大震度 6 弱

震度分布(左:山崎断層帯地震),(右:南海トラフ地震)



地震被害想定(最大)

項目	山崎断層帯	山崎断層帯主部		南海トラフ地震
		南東部+草谷断層	北西部	
死者	85 人	373 人	15 人	251 人
負傷者	1,045 人	3,927 人	719 人	3,208 人
全壊家屋	986 棟	6,957 棟	269 棟	3,284 棟
半壊家屋	5,319 棟	27,022 棟	4,974 棟	16,573 棟
避難者	8,307 人	35,399 人	6,516 人	7,761 人
時間帯	冬の午後 6 時～午後 7 時	冬の午前 3 時～午前 4 時		冬の午前 5 時

※ 建物の倒壊、火災延焼、ブロック塀等の倒壊による合計の死者・負傷者数とする。

※ 全壊・半壊棟数には、焼失による被害は含まず、構造は問わず。

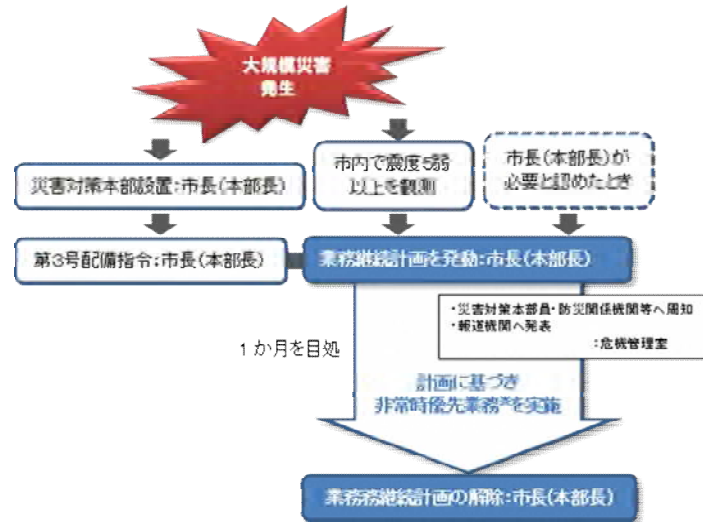
3 業務継続計画の発動と解除 (本編 第3章)

発動

- ⇒ 市内で震度 5 弱以上を観測したとき
- ⇒ 市に大規模な災害が発生し、第 3 号配備指令が発令されたとき
- ⇒ その他市長（本部長）が必要と認めたとき

解除

- ⇒ 市長（本部長）は、1 か月を目処として市における施設や設備、人員等の状況を確認し、市の通常業務が復帰し、概ね通常の体制で実施できると判断された場合は、業務継続計画を解除する。

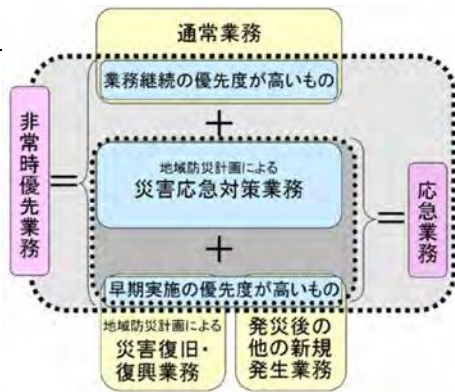


4 非常時優先業務の整理 (本編 第4章)

1. 非常時優先業務とは

非常時優先業務は、大規模災害時にあっても優先して実施すべき業務であり、具体的には下記の業務を指す。

- ・災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務等（これらを総称して「応急業務」という）
- ・業務継続の優先度が高い通常業務



2. 非常時優先業務の選定

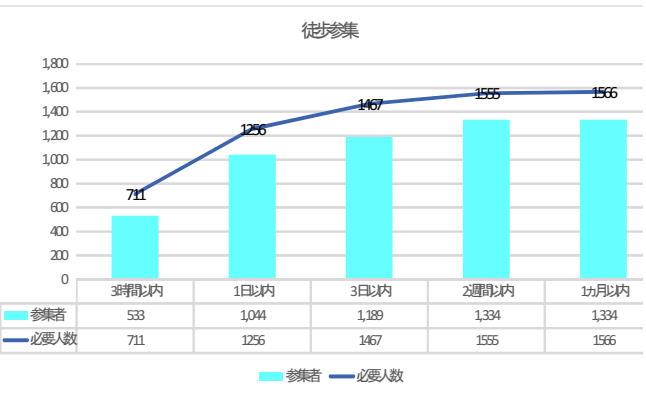
目標開始時間	中心的な業務	主な業務内容
3時間以内	・人命救助 ・初動体制の確立 ・被災者の安全確保	発災直後の住民の生命や生活を守るための初動体制を確立し、被害拡大防止及び市民の安全確保を図る。
1日以内	・人命救助 ・二次的被害防止 ・被災者の安全確保	二次的被害防止を図るとともに、市民生活・地域社会に大きい影響のある災害応急対策業務（緊急通常業務含む）を開始する。
3日以内	・人命救助 ・被災者の支援	応援派遣や緊急物資、資源（職員・業務機器類）の確保、ライフラインの復旧にともない、市民生活や地域社会に影響の大きい通常業務を開始する。
2週間以内	・被災者の通常生活復帰 ・被災者の生活改善	優先度が比較的高い通常業務を再開するとともに、被災者の通常生活復帰、生活支援業務を開始する。
1か月以内	・復旧・復興の準備	行政機能回復に向けて、復旧・復興の準備を行い、市民生活や地域社会の安定を図る。

5 業務を継続するための環境整備 (本編 第5章)

1. 人的資源の確保に向けて（職員の参集予測）

【課題】
①初動時に対応できる職員数の不足
②長期間にわたる職員数の不足
③特定の班への業務集中による優先業務の対応の遅れ
④専門技術を持つ職員の不足
⑤災害対応業務への習熟が不十分
⑥長時間の災害対応による職員の疲労
【対策】
①非常時優先業務への対応を考慮した職員の配置の検討
②職員の参集しやすい環境の整備
③各班からの応援要請に対応し職員調整を行う体制の整備
④応援職員等への業務実施依頼
⑤災害対応業務に係るマニュアルの整備と訓練の実施
⑥職員の健康管理と安全確保の実施

【第3号配備体制における参集可能人数予測】



2. 物的資源の現状と対策

分類	災害時に懸念される状況	対策
庁舎	建物の損壊や停電等により本庁舎が使用困難となる可能性がある。	①発災時の点検と使用可否判断の速やかな実施 ②代替施設の確保
駐車場	災害支援のため参集した防災関係機関や他自治体、民間業者などの車両が多数集まり、混乱をきたす可能性がある。	計画的な駐車場使用ルールの設定
資機材	資機材が使用できなかったり、不足する状況となると災害対応業務の実施への支障が生じることになる。	・定期的な資機材の状況確認、点検 ・協定締結事業者との連携
執務スペース	・室内が散乱し、執務室が使用できなくなる可能性がある。 ・災害対策本部の設置のほか、災害対応業務の実施、防災関係機関の参集など、新たに活動スペースが必要になる。	①オフィス家具の転倒防止及び備品等の散乱抑制 ②代替執務スペースの確保
電力	自家発電設備の燃料切れや故障による不稼働等による災害対応業務への影響が考えられる。	①使用機器の制限による節電 ②定期的な自家発電設備の点検 ③電子機器の使用を抑えた業務実施方法の検討 ④自家発電設備の増強 ⑤協定締結事業者との連携
トイレ等	職員用の簡易トイレが不足する可能性がある。	①簡易トイレの使用計画の検討 ②仮設トイレの設置検討
食料・飲料水	職員や応援職員用の食料、飲料水などの不足が生じる可能性がある。	①食料・飲料水・毛布等の初動3日間のための公的備蓄を検討 ②職員は可能な限り食料・飲料水等を持参
物品・用品	事業者からの消耗品の継続的な補充が困難となる場合が想定される。	①事務機器の計画的な使用 ②消耗品の備蓄と確保
空調設備	冷暖房設備が長期にわたって使用できなくなると、特に夏季や冬季の場合、職員の執務環境の悪化が懸念される。	①複数の冷暖房設備の確保 ②協定締結事業者との連携
通信	設備の破損による通信不能、連絡の集中による通信障害などが生じる可能性がある。	①通信手段を早期復旧・確保できる体制の構築 ②多様な通信手段の確保
重要データのバックアップ	ネットワークの断線やネットワーク機器障害などにより、庁内ネットワークが利用できなくなることが想定される。	①ICT-BCPに準じたシステムの早期復旧 ②必要データのバックアップ ③行政データの確実な保管

6 実効性の確保に向けた取り組み (本編 第6章)

1. 教育・訓練の実施

定期的に教育・訓練を行うことで、職員の災害対応や業務継続計画に対する理解と意識向上を図る。

2. 点検と更新

本計画は、初めから完全な計画ではなく、また、策定にあたっては、一定の前提条件に基づき検討を行っている。今後、前提条件等の変化にも対応しながら、防災訓練や教育、実際の災害対策などを通じて、計画の点検を行い、災害時により効果的・効率的に機能する計画となるよう継続的な改善を実施していく必要がある。

そのため、①Plan、②Do、③Check、④ActionといったPDCAサイクルに基づき、それを着実に推進していくことが重要である。

